## ふなばし健やかプラン21推進庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 ふなばし健やかプラン21を総合的かつ円滑に推進するため、ふなばし健やかプラン21推進庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。
  - (1) 健康増進計画の策定、推進及び評価に関する事項
  - (2) 自殺対策計画の策定、推進及び評価に関する事項
  - (3) 食育推進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (4) 健康づくりの政策の推進に関する事項
- (5) 地域・職域連携推進に関する事項
- (6) その他健康づくりの推進に関する事項

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第4条 庁内会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は健康部長を、副会長は健康政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 庁内会議は、必要の都度、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を 聴くことができる。

(作業部会の設置)

- 第6条 庁内会議は必要に応じて、作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、委員が推薦する者と会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、健康政策課において処理する。

(浦則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、令和6年6月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年6月26日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

健康部	健康部長
	健康部副参事
	健康政策課長
	地域保健課長
	健康づくり課長
保健所	保健総務課長
福祉サービス部	福祉政策課長
	地域福祉課長
	障害福祉課長
高齢者福祉部	地域包括ケア推進課長
	介護保険課長
こども家庭部	こども政策課長
	こども家庭支援課長
	児童相談所開設準備課家庭児童相談室所長
市民生活部	市民協働課長
経済部	商工振興課長
学校教育部	指導課長
	保健体育課長
生涯学習部	生涯スポーツ課長